

令和6年第1回広尾町議会定例会 第4号

令和6年3月13日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算について
- 3 議案第30号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 4 議案第31号 令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 5 議案第32号 令和6年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 6 議案第33号 令和6年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 7 議案第34号 令和6年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 8 議案第35号 令和6年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 9 議案第36号 令和6年度広尾町水道事業会計予算について
- 10 議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算について
- 11 発委第1号 広尾町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 12 発議第2号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の提出について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努

併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 直 慎
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	村 中 晃 央
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 一 大
保 健 福 祉 課 参 事	保 坂 泉 大
兼 老人福祉センター所長	宝 泉 上 洋 子
地域包括支援センター長	村 坂 一 也
兼 健康管理センター長	保 浦 直 子
健康管理センター次長	三 浦 頭 力
保健福祉課子育て支援室長	浜 頭 力
兼 子育て世代包括支援センター長	浜 頭 力
認定こども園ひろお保育園長	佐々木 みゆき
認定こども園ひろお保育園副園長	舩 田 光 恵
兼 豊 似 保 育 所 長	舩 田 光 恵
特別養護老人ホーム所長	金 石 輝 義
兼 養護老人ホーム所長	金 石 輝 義
農 林 課 長	及 川 隆 之
兼 町 営 牧 場 長	及 川 隆 之
水産商工観光課長	室 谷 直 宏
水産商工観光課長補佐	山 田 雅 樹
建 設 水 道 課 長	寺 井 昌 真
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 幸 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎 幸 一
兼 下水終末処理センター長	寺 井 真 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹

学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	渡	辺	將	人
兼 図 書 館 長	渡	辺	將	人
兼 海 洋 博 物 館 長	渡	辺	將	人

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	澤	田	佳	幸
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委 員 長	鈴	木	孝	俊
併 書 記 長	山	崎	勝	彦

〈農業委員会〉

会 長	大	森	康	雄
事 務 局 長	森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	佐	々 木	琴	葉

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、9番、渡辺富久馬議員を指名します。

◎日程第2 議案第29号～日程第10 議案第37号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算についてから日程第10、議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

本案9件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、星加廣保議員、登壇の上、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（星加） 予算審査特別委員会審査報告を行います。

令和6年第1回定例会におきまして本委員会に付託された事件の審査結果について、会議規則第77条の規定により報告をします。

委員会開催日は、令和6年3月6日、11日、12日の3日間であります。

事件及び審査の結果であります。議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算についてから議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの9件は、審査の結果、「原案どおり可決すべき」と決定いたしました。

以上で、報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算についての1件と議案第30号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を2つに分けて討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第29号1件と議案第30号から議案第37号までの8件を2つに分けて討論、採決を行

うことに決しました。

初めに、議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算について討論、採決を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

昨年5月に新型コロナウイルス感染分類が2類から5類に変更されましたが、いまだに終息に至っていないのが現状であります。とりわけ飲食店関係の集客はコロナ禍前に回復しているとは言い難い状況にあり、一日も早く終息することを期待するところであります。

さて、新年度予算の審議を通して、子ども農山漁村ホームステイ受入れ事業は、趣旨は理解するとしても、その費用は本来、荒川区並びに児童の保護者がその係る費用を負担するのが基本であります。多くの方からいただいたふるさと納税寄附金は、本町の町民並びに子どもたちの交流事業に活用するのが本旨であると認識をします。西海市との交流事業や中高生の海外研修事業にも、航空機代の値上げで1,000万円を超える費用などにも充当できるよう、ふるさと納税寄附金のメニューや名称を改善すべきものと思慮します。

また、全国で本町だけと言われる政治家記念館の運営は、自治体がすることは不適切であると認識をいたします。さらに、基金残高も減少してきており、住民の理解が得られるよう運営形態を見直す時期であります。

滞納整理機構運営分担金については、16万人の市と3,000人の村が同額の20万円の均等割や、徴収実績がなくても件数割として10万円を負担しなければならないなど、その制度に課題があり、20年余を経た整理機構の抜本的見直し時期に来ております。

よって、本予算案に反対するものです。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

3番、萬亀山ちず子議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（萬亀山） 私は、議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

令和6年度は改選の年であることから、継続的事業を中心とした骨格予算編成となっておりますが、住民生活に直結する事業は継続して実施し、地方自治の運営をしっかりと進めていかなければなりません。

本予算における子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業は、事業費の財源内容を見ても、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税を財源としており、広尾町の一般財源は使われておりません。寄附金の使い道を子ども農山漁村交流から始めるまち・ひとづくり事業と明確に示していることから、寄附金の意向に沿った事業執行となっております。この事業は、ホームステイにとどまらず、漁業、農業を営んでいる町民の方々へ自分の仕事に誇りを持ってもら

う機会になるほか、地元の魅力を再発見し、その魅力を、事後交流や学校給食への広尾町産の食材の提供により、さらに深めることになるものと考えられます。

子育て支援及び高齢者支援対策、健康予防対策など町民が安心して暮らすための予算をはじめ、行政サービスの維持向上に努めており、また、環境保全、地域経済の安定、産業団体への支援などにも配慮し、当面の諸課題に対応した予算編成であるものと理解しております。

よって、本予算案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより議案第29号 令和6年度広尾町一般会計予算について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第30号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括して討論、採決を行います。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第30号 令和6年度広尾町港湾管理特別会計予算についてから議案第37号 令和6年度広尾町下水道事業会計予算についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案8件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第11 発委第1号

1、議長（堀田） 日程第11、発委第1号 広尾町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、説明願います。

1、議会運営委員会委員長（渡辺） 発委第1号 広尾町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、地方議員の兼業を緩和し、議員の成り手確保を図ることを目的とする地方自治法の改正に伴い、広尾町議会議員と広尾町との間の同法第92条の2に規定する請負の状況を公表することにより、議員個人による請負の状況の透明性を確保し、議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため提案するものであります。

この条例に関しては、第1条の目的から第5条委任までを定めております。

附則として、施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するものであります。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第1号 広尾町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第2号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第2号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

2番、浜野隆議員、登壇願います。

1、2番（浜野） 発議第2号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書の提出について。

会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

近年の自然災害の多発化による食料・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留、ウクライナ侵攻やイスラエルの内戦などによる世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰を招いている。加えて、昨今の気象変動に

よる食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招くなど、食料を安定的に供給することが危惧される状況下であり、過度な輸入依存から脱却し国内生産の増大を図る政策の構造転換が求められている。

農政の憲法と呼ばれる「食料・農業・農村基本法」の制定から25年が経過し、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展のために改正案を今通常国会に提出するとしている。あわせて、不測時の食料確保やスマート農業の振興に関する新法、農地所有適格化法人の特例措置など農地関連法案も議論されるとしている。

食料自給率は38%（2022年）と依然として低い水準にあり、国内生産基盤は高齢化や担い手不足などで脆弱化していることから、農業生産基盤の強化など実効性のある政策が大きな課題となっております。

適正な価格形成では、生産コストの転嫁の在り方とともに、消費者への理解醸成が必要であり、不測時に対応した食料確保に当たっては、生産者等に罰則を科すことは生産の自由を奪う危険性があります。食料の安定供給には優良農地の確保が重要となっており、食料自給率向上を図るための農地の確保と、国の責務を強化することが重要となっております。

ついては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本法の改正など関連法案について、下記事項を要望する。

記。

1つ、基本法の改正に当たっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化など、輸入に依存しない国内自給を基本とすること。

また、新たな基本計画の策定については、目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策と予算措置を図ること。

1つ、適正な価格形成については、コスト上昇分を全て価格に反映すると消費減退を招き、農業者は生産調整を強いられることから、消費者への理解醸成を図るとともに新たな所得政策を構築すること。

1つ、不測時の食料確保について、農畜産物の需給調整では、生産者と生産者団体等で行われていることから、生産者等への罰則を設けるのではなく、まずは国が責任を持って需給調整に参加することを明確化し、生産の自由を奪うことのないよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和6年第1回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時24分